

八千代市の有権者数	
平成29年9月1日現在 (定時登録)	
男	79,045人
女	81,225人
計	160,270人



編集・発行	
八千代市選挙管理委員会 八千代市明るい選挙推進協議会	
八千代市大和田新田312-5 ☎ 483-1151	

10月22日（日）は衆議院議員総選挙の投票日 最高裁判所裁判官国民審査

投票時間は午前7時～午後8時 棄権しないで投票しましょう！

『その一票 あなたが動かす 日本の未来』

今後の国政を託す人を選ぶ大切な選挙です。
棄権しないで投票しましょう。

同時に、最高裁判所裁判官国民審査の投票も行われます。

◆衆議院議員総選挙は二つの

選挙です

衆議院議員総選挙は、候補者に投票する「小選挙区選出議員選挙」と政党に投票する「比例代表選出議員選挙」の二つの選挙が行われます。

小選挙区選出議員選挙は、全国を289、千葉県を13の選挙区に分け、八千代市は千葉県第2選挙区（八千代市、千葉市花見川区、習志野市）となり、選挙区から1人の議員を選びます。

比例代表選出議員選挙は、全国を11ブロックに分け、千葉県は南関東選挙区（千葉県、神奈川県、山梨県）定数22です。選挙区において政党が獲得した得票数に応じて、各政党に当選人が配分され、政党から届け出された候補者名簿によってあらかじめ定められた当選順位に従って当選人が決定されます。

◆八千代市で投票できる人

投票できる人は、次のすべての要件を満たしている人です。

- ①日本国民であること
- ②平成11年10月23日までに生まれた人
- ③平成29年7月9日までに本市に転入の届出をし、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている人
- ④本市の選挙人名簿に登録されている人

◆市内で転居した人

9月29日(金)までに市内で住所変更の届出をした人は、新住所地の投票所で投票できます。

9月30日(出)以降に住所変更の届出をした人は、旧住所地の投票所での投票となります。

◆入場整理券は封書で郵送

1通の封書に同世帯の有権者全員分が同封されていますので、投票の際はご自分の入場整理券をお持ちください。入場整理券が届かなかったり、紛失した場合は、投票所の係員に申し出てください。投票所で再発行します。
※入場整理券を他人に渡して投票させたり、氏名を偽って投票すると罰せられます。

◆投票所は入場整理券に記載

ご自分の投票所は、入場整理券に記載してあります。記載された投票所にお越しください。
※直近の選挙（平成29年5月市長選）から変更になる投票所はありません。

◆代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で、投票用紙に候補者の氏名や政党名を自分で書けない人は、投票所の係員による代理投票ができます。

また、点字投票用の投票用紙と点字器を投票所に設置してあります。

代理投票や点字投票を希望する人は、投票所の係員に申し出てください。

◆選挙公報は新聞折り込みで

小選挙区選出議員選挙の候補者の氏名・政見・経歴などを記載した選挙公報、比例代表選出議員選挙の政党の名称や略称・政見などを掲載した選挙公報、国民審査に付される最高裁判所裁判官の氏名・経歴などを記載した審査公報は、新聞折り込みで配布します。

▲折り込み新聞 朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売の10月18日（水）の朝刊を予定。▲市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、ふれあいプラザ、ふるさとステーション（道の駅）、市内各駅などにも置きます。また、市ホームページでも見ることができます。

◆公営ポスター掲示場の設置

候補者のポスター掲示場を市内各所に設置します。ポスターを破ったり、掲示場を壊したりなどすると罰せられます。また、掲示場の前には自動車を駐車しないでください。

不在者投票制度のご案内

請求～交付～投票～郵送と、時間を要しますので、**早急に手続きをお願いします。**

◆市外に滞在している人

仕事や旅行などで、市外に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。※投票用紙等の請求に必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。

◆郵便等による不在者投票

身体が不自由などの理由で投票所に行けない人で、次に該当する方は、不在者投票ができます。

投票用紙の請求は10月18日（水）まで

- ▲身体障害者手帳をお持ちの人
 - ①両下肢、体幹、移動機能の障害が1・2級
 - ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1・3級
 - ③免疫、肝臓の障害が1～3級

- ▲戦傷病者手帳をお持ちの人
 - ①両下肢、体幹の障害が特別項症～第2項症
 - ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症～第3項症

▲介護保険被保険者証をお持ちの人で要介護5
※事前に市選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて、郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。交付申請に必要な書類は市選挙管理委員会にあります。（詳細は市選挙管理委員会へ）

※郵便等による不在者投票ができる人のうち、自分で投票用紙などに記載できない人は、代理記載制度があります。（詳細は市選挙管理委員会へ）

◆指定病院・施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。指定されているかどうかは病院・施設に確認してください。

期日前投票のご案内

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる場合、期日前投票ができます。期日前投票所では、投票日当日、投票所へ行けない理由等を宣誓書(簡単な書式)に記入していただきます。印鑑は不要です。入場整理券が届いている場合には持参してください。(未着の場合でも投票できます)

※入場整理券裏面に宣誓書の様式を掲載しておりますので、記入してお持ちください。

(宣誓書は公職選挙法施行令第49条の8において提出が義務づけられています)

期日前投票所名	開設期間及び時間
八千代市役所 第2別館1階第1会議室(図1)	10月11日(水)～10月21日(土) 8:30～20:00
ユアエルム八千代台店 3階エルムスペース(図2)	10月15日(日)～10月21日(土) 10:00～20:00
イオンモール八千代緑が丘 3F専門店ミーティングルーム(図3)	
フルルガーデン八千代 専門店モール2F会議室(図4)	※市役所とその他の期日前投票所では、開設時間が異なりますのでご注意ください。

※曜日、時間によっては混雑が予想されますので、お時間に余裕をもってお越しください。

図1

図2

図3

図4

投票の順序と方法

小選挙区選挙の投票



最初に、小選挙区選出議員選挙を行います。投票用紙には、候補者の氏名を書きます。

次に、比例代表選出議員選挙の投票用紙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を同時に交付します。比例代表選挙では政党の名称又は略称を書きます。国民審査の投票はこれまでどおり、やめさせたいと思う裁判官には「×」を書き、やめさせなくてよいと思う裁判官については「なにも書かない」方法で行われます。投票用紙には、投票する際の注意書きがありますので、注意書きに従って投票してください。

比例代表選挙の投票



◆開票は市民体育館で

開票は、10月22日(日)午後9時15分から市民体育館で行います。同館2階で参観できます。

開票速報は、次の方法で行います。

- ①開票所2階の速報掲示板で、午後10時から30分ごとに発表
- ②市ホームページ (<http://www.city.yachiyo.chiba.jp>) の衆議院選挙速報コーナーで、午後10時15分から
- ③電話での問い合わせは、午後10時15分から最終確定後30分まで 市役所Tel483-1151

◆選挙のため使用が制限される公共施設

次の施設は、選挙のため10月21日(土)と22日(日)の使用が制限されます。
△投票所となる小・中学校の体育館 △八千代台近隣公園小体育館 △八千代台・勝田台文化センター △八千代台公民館 △睦公民館 △市民体育館 △投票所となる市内集会所施設